

福山市立大学教員定年規程

平成23年4月1日
福山市立大学規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第1項の規定に基づき、福山市立大学の教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年)

第2条 教員の定年は、満65歳とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(定年による退職)

第3条 教員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議会において出席の評議員の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。